

## がけ地の応急防災工事に補助します

### 【補助事業の概要】

がけ崩れによる被害から周辺住民の安全を確保するために、  
がけ地所有者等が行う応急防災工事に要する費用の一部を補助します

### 【補助金額】

**補助金交付対象経費×1/2（上限30万円）**

### 【応急防災工事の主な例】

#### ①仮設防護柵工



#### ②土のう積工



#### ③法面保護シート張工

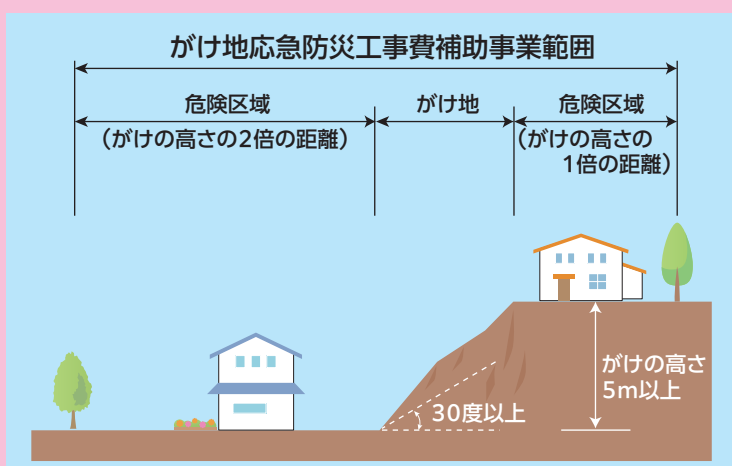


・その他市が認めた応急防災工事  
※恒久対策工事は対象外です

### 【補助対象となる要件】

下記、全ての要件を備えた応急防災工事であること

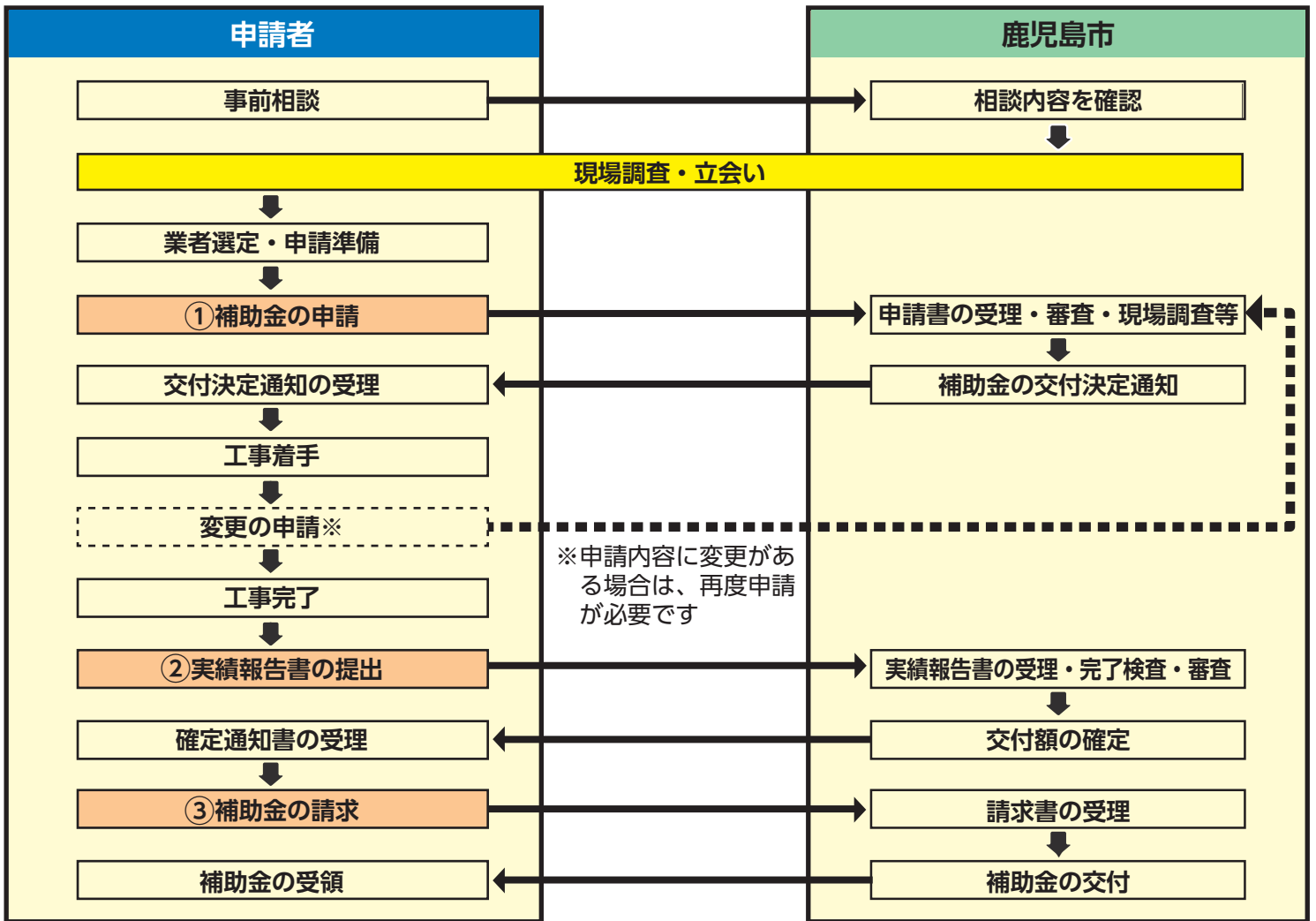
- ①鹿児島市内にある自然がけで、  
がけの角度が30度以上、高さが5m以上であること
- ②危険区域に居住用建築物があり、現に居住していること
- ③崩土除去や樹木除去が目的の工事ではないこと
- ④宅地造成工事の一環として行われる工事や、宅地の分譲を業とする者が営業として行う工事でないこと
- ⑤補助金の交付対象者自らの施工、又は市の建設工事等競争入札参加有資格業者が施工する工事であること
- ⑥申請者は、がけ地所有者等の個人（法人を除く）で、市税の滞納がないこと



### 【注意事項】

- ・補助金交付決定前に、応急防災工事に着手した場合は補助対象外となります。
- ・補助金の交付は、同一箇所1回限りとします。
- ・補助金交付対象者が、自らの手間と労力をもって行った工事は、材料費が補助対象となります。
- ・恒久対策工事は補助対象外ですが、できるだけ早期に実施してください。  
(恒久対策工事については、本市又は県で施行する急傾斜地崩壊対策事業で対応できる場合がありますので、ご相談ください。)

# 補助金交付申請の流れ



## ①補助金申請に必要な書類

- 補助金等交付申請書（様式1）
- 事業計画書
- 工事箇所の位置図
- 平面図・横断面・数量等が分かる図面
- 見積書
- 施工前の状況が分かる写真
- 工事箇所の公図の写し、登記事項要約書
- 土地所有者の承諾書（申請者の土地でない場合）
- 市税の納付状況の確認に関する同意書
- 委任状（申請者が業者等に手続きを委任する場合）

## ②実績報告書に必要な書類

- 補助金等実績報告書（様式4）
- 施工中の写真、施工後の状況写真（施工前と同じ箇所での撮影）
- 工事内訳書
- 契約書及び領収書の写し
- 完成図面

## ③補助金交付に必要な書類

- 補助金等交付請求書（様式6）
- 通帳の写し（銀行口座番号の記載があるページ）

### 【問合せ先】

鹿児島市河川港湾課（市役所東別館7階）

TEL:099-216-1416 FAX:099-216-1414

市ホームページ [がけ地応急防災工事費補助](#)

